

名古屋国際会議場 指定管理者募集要項

目 次

1	施設の設置目的	1
2	施設の概要	1
3	指定管理者が行う業務の範囲	3
4	指定管理者の指定の予定期間	4
5	選定に参加する者に必要な資格	4
6	管理の基準	5
7	管理運営業務に従事する者の配置の基準	7
8	指定管理者が費用及び危険を負担する範囲	8
9	指定管理にかかる経費	10
10	募集要項等の配布及び申請の受付	12
11	提出書類	13
12	申請にあたっての留意事項	14
13	募集説明会及び施設見学会、質問の受付・回答方法	14
14	選定手続き、審査基準、指定手続き	15
15	協定に関する事項	17
16	指定の取消し等	18
17	団体における法人格変更への対応	18
18	暴力団関係事業者の排除	19
19	暴力団の施設利用における措置	19
20	指定管理者の管理運営状況の点検・評価	19
21	市監査委員等による監査	19
22	業務の引継ぎ	20
23	その他	20
24	問い合わせ先	20

別表

申請書類様式

平成29年6月
名古屋市観光文化交流局

名古屋国際会議場条例（平成元年名古屋市条例第36号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定により、名古屋国際会議場（以下「会議場」という。）の指定管理者を次のとおり募集します。

1 施設の設置目的

会議場は、国際交流の推進並びに産業、学術及び文化の向上に資することを目的として設置しています。

2 施設の概要

- (1) 名 称 名古屋国際会議場
- (2) 所在地 名古屋市熱田区熱田西町 1番 1号
- (3) 開設年月 平成 2年 4月
- (4) 敷地面積 98,168㎡
- (5) 主な施設概要

施設名	階 数	延床面積	備 考
1号館	地上7階 地下2階	42,588 ㎡	平成2年4月開館
2号館	地上3階	9,193 ㎡	平成6年10月開館
3号館	地上3階 地下1階	4,093 ㎡	
4号館	地上3階 地下1階	9,334 ㎡	
第4駐車場	地上及び地下1階	6,957 ㎡	
合計		72,165 ㎡	

- (6) 利用料金を徴収する施設

施設名称	定員(人)	面積(㎡)
センチュリーホール	3,012	2,360
イベントホール	1,480	1,920
白鳥ホール	1,280	1,250
レセプションホール	720	670
国際会議室	336	500
展示室(2室)	420	455
会議室(25室)	1,710	3,335
リハーサル室(2室)	—	372

駐 車 場 (業務用駐車スペースを除く。)	普通車 638台	—
	バス 12台	—

備考 1 会議室（25室）の定員は、スクール形式で利用する場合の各室定員の合計です。会議室（25室）以外の施設の定員は、シアター形式で利用する場合の定員です。

2 各施設（駐車場を除く。）には、利用料金を徴収する附属設備があります。

(7) サービス施設

利用者サービス向上のために以下の施設を設置してください。

施設名称	場所	面積等
① 売店	1号館 1階	8.47㎡
② サービスコーナー	1号館 1階	1㎡
③ コインロッカー	1号館他	7.73㎡(20台)
④ 公衆電話	1号館他	1台
⑤ 机・椅子	中庭	53.10㎡(17セット)
⑥ 自動販売機(清涼飲料水等)	1号館他	21台
⑦ パソコン	1号館 1階	3台
⑧ ファックス	1号館 1階	1台
⑨ コピー機	1号館 1階	1台
⑩ 携帯端末用充電器	1号館 1階	1台
⑪ 無線LAN	共用スペース	一式
⑫ AED	1号館他	2台

備考 1 ①～⑤については、指定管理者の指定とは別に、市より行政財産目的外使用許可（以下「目的外使用許可」という。）を受け、使用料を納付してください。なお、表中の面積は現在の許可対象面積であり、提案内容により変更される場合があります。

2 ⑥の設置にかかる貸付料は1台あたり月額21,600円（年額259,200円）を最低金額とし、指定管理者が提案することとします。

3 ③のうちの6台及び⑦～⑫については、指定管理者の費用により機材等を準備してください。

4 サービス施設で実施する事業に伴う収入は、指定管理者の収入となります。

(8) その他の施設

上記以外に利用料金を徴収しない施設として以下の施設があります。

施設名称	場所	規模
貴賓室ゾーン	1号館 2階西側	貴賓室 1室 特別応接室 3室
プレスルーム	4号館 3階	1室
438倉庫	4号館 3階	1室
救護室	1号館 1階	1室
	2号館 1階	1室
授乳室	1号館 2階	給湯室に仮設
総合案内所	1号館 2階	1ヶ所

備考 1号館 7階 474.8㎡（客席、厨房、便所等）、1号館地下 1階14.2㎡（レストラン控室）、2号館 2階 275.7㎡（客席、厨房、便所等）3号館地下 1階 909.3㎡（客席、厨房、便所等）は、市が別途レストラン事業者に貸付契約を行いますので、本募集の対象外とします。

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 一般の利用に供すること。
- (2) 使用の許可に関する事（ただし、工事等の都合により、市との協議が必要になる場合があります。）。
- (3) 施設の維持管理及び修繕（原形を変えずる修繕若しくは模様替又は1件3,000千円を超える修繕を除く。）に関する事（市の実施する調査等への協力を含む。）。
- (4) 施設及び附属設備の利用料金並びに施設の使用（目的外使用を含む。）にかかる電気、ガス及び水道の料金その他の料金で、指定管理者が市長の承認を得て定めるもの（以下「光熱水費等弁償金」という。）の徴収等に関する事。
- (5) 事業計画書及び収支予算書の提出
- (6) 事業報告書及び収支決算書の提出
- (7) 管理運営状況の点検・評価及び利用者満足度調査等の実施
- (8) 災害や事故が発生した場合など、緊急時の対応に関する事（避難所業務等含む。）。
- (9) 指定期間終了による業務の引継ぎ
- (10) 利用者サービスの向上のための事業
- (11) 施設の設置目的を効果的に達成するための提案事業
- (12) その他必要な管理運営業務

4 指定管理者の指定の予定期間

平成30年 4月 1日から平成34年 3月31日まで

5 選定に参加する者に必要な資格

(1) 応募資格

法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループであって、次の要件を満たす団体であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。

イ 施行令第 167条の 4第 2項各号に該当する事実があった後 3年を経過しない者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

オ 名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

カ 法人税、道府県民税（都民税を含む）、市町村民税（特別区民税を含む）、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

キ 直近決算において債務超過でないこと。

ク 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定の取消処分を受けてから 2年を経過しない者でないこと。

ケ 労働基準法等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けてから 1年を経過しない者でないこと。

コ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結。以下「合意書」という。）に基づく排除措置対象法人等でないこと。

(2) グループによる申請

ア グループにより申請する場合は、代表団体を定めてください（他の団体は、当該グループの構成員とします。）。

イ グループの構成員は、他のグループの構成員になること又は単独で申請することはできません。

ウ グループの構成員すべてについて、上記(1)のいずれにも該当しない団

体である必要があります。

エ 代表団体及びグループの構成員の申請後の変更は、原則として認めません。

(3) 事業協同組合等の申請

次の各号のいずれかに該当する事業協同組合（以下「組合」という。）と当該組合の組合員との双方が同時に同じ施設の申請をすることはできません。組合と当該組合の組合員との双方が同じ施設の指定管理者に申請をした場合は、組合及び当該組合の組合員双方の申請を無効とします。

ア 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）によって設立された事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）によって設立された協業組合、商工組合、商工組合連合会

ウ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された商店街振興組合、商店街振興組合連合会

(4) 特別目的会社（Special Purpose Company）の申請

特別目的会社として申請しようとする場合で、申請日時点で特別目的会社が未だ設立しておらず、設立予定として申請する場合、平成29年 8月末日までに設立することの実現性を証明する資料を申請書類に添えて必ず提出してください。

6 管理の基準

(1) 関係法令等の遵守及び会議場の設置目的に沿った管理運営

関係法令等、条例、名古屋国際会議場条例施行細則（平成 2年名古屋市規則第 1号。以下「規則」という。）、市と締結する協定書等を遵守し、会議場の設置目的に沿った管理運営を行ってください。

(2) 使用時間

区 分	センチュリーホール、イベントホール、リハーサル室	白鳥ホール、レセプションホール、国際会議室、展示室、会議室
全 日	午前 9時から午後10時	午前 9時から午後 9時30分
午 前	午前 9時から正午	午前 9時から正午
午 後	午後 1時から午後 5時まで	午後 1時から午後 5時まで
夜 間	午後 6時から午後10時まで	午後 6時から午後 9時30分まで
午前午後	午前 9時から午後 5時まで	午前 9時から午後 5時まで

午後夜間	午後 1時から午後10時まで	午後 1時から午後 9時30分まで
------	----------------	-------------------

※午前・午後・夜間区分間の1時間については、連続使用の場合のみ使用可能。

※管理上支障がなく、かつ、特別の事由がある場合には、翌日の午前 9 時まで延長することができます。

(3) 休場日

12月29日から翌年 1月 3日まで

ただし、市長が特に必要であると認めるときは、この限りではありません。

(4) 情報の保護及び管理

指定管理者には、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）第12条の規定及び名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「個人情報保護条例」という。）第64条の規定により、情報の保護及び管理のために必要な措置を講ずる義務が課せられます。

なお、その具体的内容である個人情報の開示、情報の保護及び管理、情報漏えい時の公表等に関する事項については、市の基準に基づき、協定の定めるところにより遵守するものとします。

(5) 情報の公開

指定管理者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「情報公開条例」という。）第37条の 2第 1項に基づき、会議場の管理運営に関する情報公開を行うために必要な措置を講じるよう努めるものとします。

(6) 管理用カメラの管理及び運用

会議場は、管理用カメラを設置された施設であるので、「名古屋市が設置する施設管理等の用に供するカメラに係る個人情報の保護に関する指針」（平成19年 9月10日施行）の趣旨に従い、管理用カメラを管理及び運用するものとします。

(7) 第三者への業務委託

指定管理に係る業務の一部を第三者へ委託する場合、事前に市の承認を得、かつ、当該第三者を適切に監督指導してください。ただし、指定管理業務の全部又は主要な部分の委託はできません。

また、委託先の団体の責めに帰すべき事由により生じた損害又は増加費用は、すべて指定管理者の責めに帰すべき事由により生じたものとみなし、指定管理者の責任において負担してください。

(8) 備品に関する事項

- ア 市が指定する備品(付属設備を含む)については、市が無償で貸与します。
- イ 市が指定する備品(付属設備を含む)のほか施設利用者サービスのため、必要となる備品については指定管理者で用意することができるものとします。
- ウ 上記により指定管理者が用意した備品等については、施設利用者から利用料金を徴収することができるものとします。
- エ 精算対象となる備品費により購入する備品の所有権は、市に帰属します。また、購入に際しては、事前に市と協議するものとします。

(9) 4号館空調設備更新工事

会議場は、4号館の空調設備更新工事を予定しています。本募集の指定期間中である平成30年12月中旬から平成31年1月中旬の1か月は工事に伴い、4号館は休館となる予定です。

(10) その他

本市または公益財団法人名古屋観光コンベンションビューローが実施するコンベンション等誘致に協力してください。

7 管理運営業務に従事する者の配置の基準

- (1) 開場時間中は、原則として事務室に常時 3名以上を配置し、受付・相談等の業務を適切に行うことができる人員体制としてください。
- (2) 人員のうち 1名を会議場館長とし、また 1名以上を副館長として、管理運営業務に専従する者を必ず置いてください。
- (3) 消防法(昭和23年法律第 186号)に規定する甲種防火管理者及び防災管理者並びに自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了した者を置いてください。
- (4) 電気事業法(昭和39年法律第 170号)に規定する電気主任技術者の有資格者を置いてください。
- (5) 英会話能力を有する者(実用英語技能検定準 1級程度以上)を置いてください。

- (6) 映像、音響、舞台、照明等の操作指導及び点検のできる専門技術者を置いてください。
- (7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に規定する建築物環境衛生管理技術者の有資格者を2名置いてください。
- (8) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に規定するエネルギー管理員を置いてください。

8 指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(1) 市が費用を負担する範囲

次に掲げる経費については、市が直接執行します。ただし、緊急を要する場合など、本市と指定管理者との協議により定める事項についてはこの限りではないものとします。

- ア 原形を変ずる修繕若しくは模様替又は 1件 3,000千円を超える修繕若しくは模様替
- イ 1件 1,000千円を超える備品修繕
- ウ 1件 500千円を超える備品購入

(2) 損害賠償責任

- ア 指定管理者の故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えたと認められる場合又は当施設が損傷した場合は、市の指示により、その損害の全部又は一部について賠償するものとします。
- イ アにより発生した損害について、市が第三者に対し賠償を行った場合は、市は当該賠償額及び賠償に伴い発生した費用を指定管理者に対して求償するものとします。

(3) 協議を行う事項

指定管理者が、善良なる管理者としての注意をもって管理していたにもかかわらず発生した不可抗力等により、損害、損失等が生じた場合は、その負担のあり方について市と協議するものとします。

また、予想し得ない事由で施設運営の中止等を行ったことで、管理運営業務が必要でないとし市が判断した場合には、市への納付金の増額を指示する場合があります。

なお、指定管理業務に係る責任分担の基本的な考え方は、以下のとおりです。

項 目	内 容	責任分担	
		市	指 定 管理者
法令等の変更	直接管理運営に係るもの	○	
	上記以外の場合		○
事業の中止・延期	市の指示に基づき事業を中止・延期し、損害が発生したもの	○	
	上記以外の場合		○
許認可の遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効など（市が取得するもの）	○	
	上記以外の場合		○
性能	協定書に定めた要求水準不適合		○
セキュリティ	施設の管理・警備の不備によるもの		○
	情報の管理及び保護に関するもの		○
需要の変動	当初の需要見込みと異なる場合		○
施設の競合	競合施設による利用者の減、利用料金収入の減		○
運営費の上昇	急激な物価上昇等、特殊な事由が認められるもの	○	
	上記以外の場合		○
施設・設備の損傷	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
施設利用者への損害	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
周辺住民等への損害	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
債務不履行	市に協定内容の不履行がある場合	○	
	指定管理者に業務及び協定内容の不履行がある場合		○
事業終了時の費用	指定期間の満了に伴う原状回復費用		○
事務引継ぎの費用	業務の引継ぎにかかる費用		○

(4) 保険の加入

指定管理者は、自らのリスクに対応して、必要な損害賠償責任保険等に加入する等、損害賠償責任等の履行確保のための措置を講じてください。

(5) その他の費用負担

選定手続きを経て選定された団体が指定の議決を得られなかった場合や、指定を受けた後、当該団体の事情により、指定期間の開始日までに施設の管理運営ができなくなった場合においては、準備のために支出した費用等について、市は補償しないものとします。

9 指定管理にかかる経費

(1) 収入

施設、附属設備等の利用料金及び光熱水費等弁償金は、指定管理者の収入となります。また、市が別途貸付契約を行うレストラン等が使用する光熱水費等弁償金も、指定管理者の収入となります。

(2) 利用料金等の設定

施設、附属設備等の利用料金は、条例及び規則に定める基準額に 0.7から 1.3を乗じて得た額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めます。条例及び規則に定める利用料金の基準額又は現行の利用料金とは異なる利用料金を設定する場合、利用者の負担への配慮と行政サービスの連続性確保といった点について、特に注意してください。

ただし、平成30年 3月31日までに使用申請を受理された者に対する利用料金は、平成30年 4月 1日以降の使用分であっても現指定管理者が定めた料金が適用されますので、収入の算定にあたっては注意してください。

なお、利用料金の増額等にあたっては、使用料の増額等に係る市民への周知期間の確保に関する条例（平成22年名古屋市条例第39号）の趣旨により、周知期間を置く必要があるため、変更時期について、市と協議する必要があります。

また、条例改正等により利用料金の基準額が変更になった場合は、収支計画について改めて協議します。

光熱水費等弁償金の額は、指定管理者が市長の承認を得て定める額とします。

(3) 事業所税

事業所税（資産割）は 21,057,200円（平成28年度）です。

(4) 管理経費

ア 管理経費の精算

管理経費は原則として精算しません。ただし、工事修繕費及び備品費については、精算対象経費とします。精算対象経費は、市への納付金額から控除しますので収支計画には含めないでください。

イ 市への納付

管理経費に対する指定管理料は支払いません。また、収入額のうち一定額を納付金として市に納付してください。

参考：指定管理者による納付金額 (単位：千円)

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
納付金額	14,138	40,995	50,109	50,852	156,094

具体的な納入方法及び時期は、年度協定書において定めます。なお、指定管理者としての業務開始後に、収入額が見込み額を下回っても、年度協定書において定めた納付額は変更しません。

(5) 管理口座

管理経費及び利用料金収入については、それぞれ団体本体の口座とは別の口座で管理してください。

(6) 工事等への協力

指定期間内に市が施行する工事等に協力してください。

(7) 指定期間開始時及び満了時の収入の取扱い

ア 平成30年 3月31日までに入金された利用料金で、かつ、平成30年 4月 1日以降の利用に属するものについては、利用日が指定管理期間に属することから、現在の指定管理者から証拠書類を添えて支払われます(回数駐車券は除く。)。証拠書類の点検は、指定管理者自らの責任で行ってください。

イ 平成34年 3月31日までに入金された利用料金で、かつ、平成34年 4月 1日以降の利用に属するものについては、指定期間満了後、収入証拠書類を添えて、次期指定管理者に支払ってください(回数駐車券は除く。)

(8) 参考

ア 指定管理者管理運営収支決算報告 (平成27年度)

(単位：千円)

収 入		支 出	
利用料金	1,043,409	管理運営費等	733,277
光熱水費等弁償金	11,896	光熱水費(弁償金含む)	209,764

その他収入	33,746	名古屋市納付金	40,995
収入計	1,089,051	支出計	984,036

イ 利用料金（平成29年 4月末現在）

現在の利用料金については、名古屋国際会議場のホームページの施設利用料金一覧及び付属設備利用料金一覧を参照ください。なお、条例及び規則に定める基準額と異なる設定は次のとおりです。

施設の区分	利用料金設定の考え方	適用開始年月日
国際会議室	基準額より約30%減額(100円未満切上)	平成26年4月1日
会議室(25室)	直前の利用申込(利用日1ヶ月前から7日前までの利用申込)については基準額に0.8を乗じた額(100円未満切上)	
	利用日が平成29年4月29日から平成29年5月7日までの場合については基準額に0.7を乗じた額(100円未満切上)	

ウ 利用率（平成28年度）

施設名称	利用率
センチュリーホール	78.7%
イベントホール	79.4%
白鳥ホール	75.8%
レセプションホール	65.4%
国際会議室	23.1%
展示室(2室)	66.8%
会議室(25室)	64.1%
リハーサル室(2室)	23.7%

(9) その他

「6 管理の基準(9)」に定めるとおり4号館の空調設備更新工事ため、4号館休館期間中は施設の利用料金収入はありませんので、利用料金収入の算定に当たっては注意してください。

10 募集要項等の配布及び申請の受付

(1) 配布・受付場所

名古屋市観光文化交流局観光交流部MICE推進室

(名古屋市役所本庁舎 3階)

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3169

(2) 配布期間

平成29年6月22日（木）から平成29年8月22日（火）まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(3) 配布時間

午前 9時から午後 5時まで（正午から午後 1時までを除く。）

(4) 申請の受付

平成29年8月17日（木）から平成29年8月22日（火）まで

（ただし、土曜日、日曜日を除く、午後 1時から午後 5時まで）

申請書等の提出は持参によるものとします。電話予約の上、来庁してください。

11 提出書類

以下のとおり、必要な書類（グループによる申請の場合、1、5及び7以外については、構成員すべての分）及び正本をPDFデータ化したCD-ROMを提出してください。提出書類は、A4サイズ縦長、横書き、両面刷りとします。

	提出書類	様式	提出部数	
			正	副
1	名古屋国際会議場指定管理者指定申請書	別記様式	1	10
2	名古屋国際会議場指定管理者指定申請に関する宣誓書	様式 1	1	10
3	団体の概要	様式 2	1	10
4	管理運営能力及び実績	様式 3	1	10
5	協定書兼委任状 (グループ申請の場合)	様式4	1	10
6	指定管理者申請団体 代表者等名簿 (愛知県警察本部提出資料)	様式5	1	-
7	事業計画書一式	様式 6～様式21	1	10
8	(1) 定款又は寄附行為及び登記事項 証明書(法人以外の団体にあつて は、これらに相当する書類) (2) 法人又は団体のパンフレット	任意	1	10
9	申請書類を提出する日の属する事業 年度の事業計画書及び過去 2年間の	任意	1	10

	事業報告書			
10	(1) 直近の決算終了年度から3年間の法人税納税証明書、法人道府県民税（法人都民税を含む）納税証明書、法人市町村民税納税証明書、固定資産税納税証明書、消費税及び地方消費税納税証明書（滞納がない旨の証明でも可。） (2) 直近の決算終了年度から3年間の財務諸表等（別紙1のとおり）	任意	1	10

12 申請にあたっての留意事項

- (1) 申請団体は、募集要項及び業務仕様書の記載内容を承諾した上で、申請書類を提出するものとします。
- (2) 申請は 1団体につき 1つのみとし、複数の申請はできません。
- (3) 市から指示があった場合を除き、提出された書類の内容を変更することはできません。
- (4) 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。また、提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (5) 申請書類に虚偽の記載が合った場合又は申請に際し不正な行為を行った場合は失格となります。
- (6) 申請後に辞退する場合は、書面にて申し出てください。
- (7) 申請書類は名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合に全部又は一部を公表します。
- (8) 市が必要と認める場合は、追加書類を提出してください。
- (9) 申請者が選定委員及び本市職員並びに関係者に対し、当該選定にかかる接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。
- (10) 募集説明会の申し込みや質問事項の提出等における電子メールの送信にあたっては、送信者の責任により市への受信確認を行ってください。電子メールの送受信にかかるトラブル等については、市はその責任を負いません。

13 募集説明会及び施設見学会、質問の受付・回答方法

(1) 募集説明会及び施設見学会

ア 日時

平成29年7月3日（月）午後10時00分から正午まで

イ 集合場所

名古屋国際会議場 2号館 234会議室

ウ 参加申込

平成29年6月28日（水）午後 5時までに電子メールにより、件名を「名古屋国際会議場・募集説明会及び施設見学会参加希望」とした上で、「24 問い合わせ先」まで参加申込書（様式 22）を提出してください。参加者は 1団体（グループ） 2名以内とします。

なお、指定管理者の申請を行う団体は必ず募集説明会及び施設見学会に参加してください。不参加の場合、応募できませんのでご注意ください。

エ 注意事項

来場には公共交通機関を利用してください。

当日は募集要項等を提供しません。必要な方は各自持参してください。

(2) 質問の受付・回答方法

ア 質問の受付

平成29年7月4日（火）午前 9時から平成29年7月13日（木）午後 5時までに、電子メールにより、件名を「名古屋国際会議場・質問事項」とした上で、「24 問い合わせ先」まで質問票（様式23）を提出してください。来訪及び電話等による質問は受け付けません。

なお、質問を提出できるのは、募集説明会に参加した団体のみとします。

イ 質問の回答

質問者及び募集説明会の参加者に対し、平成29年7月26日（水）までに電子メールで回答します。

14 選定手続き、審査基準、指定手続き

(1) 選定手続き

名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）第8条に基づいて設置する「名古屋市観光文化交流局指定管理者選定委員会MICE施設部会」（以下「部会」という。）において、申請者から申請書類にかかるプレゼンテーションを受け、申請者に対するヒアリングを実施し、その後審査により指定管理者の候補者及び次点候補者を選定します。なお、プレゼンテーションにおいては、申請書類以外の資料の提出、機材の使用は出来ません。開催日時等詳細につきましては、申請者（共同事業体の場合は代

表団体) に後日連絡します。

(2) 部会の構成

部会を構成する委員は以下のとおりです (敬称略)。

役 職	氏 名
名古屋学院大学 現代社会学部 教授	江口 忍
三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 政策事業研究本部 執行役員	加藤 義人
税理士・中小企業診断士	島 けい子
名古屋市立大学 経済学研究科 准教授	高橋 二郎
名古屋市立大学 経済学研究科 講師	山田 恵里

なお、委員が申請者と利害関係を有する場合など、公正な選定の妨げになる可能性がある場合は、当該委員はすべての申請者に係る審査に参加できないこととします。

(3) 選定の基準

委員は、事業計画書等の内容及びプレゼンテーション等の結果を基に、別表の「審査基準及び配点」に従い審査を行い採点します。

最低基準点を満点の5割とし、最低基準点以上の得点を得た申請者の中から、合計点の最も高かった者を指定管理者の候補者、2番目に高かった者を指定管理者の次点候補者とします。

合計点と同点となった場合は、合計点から最も高い採点をした委員の点数及び最も低い採点をした委員の点数を減した点で決するものとします。それでもなお同点となった場合は、当該申請者のうちで、各審査項目で最も高い得点を得た項目の数が最も多い申請者とします。それでも更に同点となった場合は、委員間の協議で決するものとします。

(4) 選定結果の公表

選定結果は、すべての申請者に書面によりお知らせするほか、市公式ウェブサイトで公表します。なお、公表内容には、部会における審議の議事要旨等、候補者の提案の概要及びすべての申請者の名称、総得点及び審査基準ごとの得点内訳が含まれます。

(5) 指定手続き

ア 地方自治法第244条の 2第 6項の規定に基づき、名古屋市会の議決を経た上で、候補者を指定管理者に指定します。指定管理者の指定を受けた団体には指定されたことを通知します。

- イ 候補者が提出した申請書類の内容に虚偽があることが判明した場合、協議が整わない場合、その他候補者としてできなくなった場合、管理運営を開始するまでの間に指定管理者としての業務の履行が確実にないと見込まれることとなった場合、著しく社会的信用を失うに至った場合、その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、原則として、次点候補者と協議を行い、候補者とします。
- ウ 指定管理者の指定を受けた団体が提出した申請書類の内容に虚偽があることが判明した場合、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、管理運営を開始するまでの間に指定管理者としての業務の履行が確実にないと見込まれることとなった場合、著しく社会的信用を失うに至った場合、その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、指定を取り消すことがあります。

15 協定に関する事項

指定管理者は、次の事項について、市と協議の上で協定を締結します。

(1) 基本協定書

- ア 指定期間に関する事項
- イ 使用の許可及び利用料金の徴収等に関する事項
- ウ 管理業務に要する費用超過の収入として指定管理者が本市に納付する金額
- エ 管理運營業務の具体的な内容
- オ 管理運營業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- カ 個人情報保護のために講ずる措置の内容
- キ 情報公開に関する事項
- ク 市又は指定管理者が、費用及び危険を負担する範囲
- ケ 施設の利用者等の苦情解決の措置の概要
- コ 災害や事故が発生した場合など、緊急時の対応に関する事項
- サ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- シ 事業計画書に記載された事項
- ス 提出資料
- セ 管理運営状況の自己点検、利用者満足度調査等の実施
- ソ 指定期間終了による業務の引継ぎ
- タ その他市が必要と認める事項

(2) 年度協定書

- ア 当該年度の業務内容
- イ 当該年度の市へ納付する金額及び支払い方法
- ウ その他市が必要と認める事項

16 指定の取消し等

(1) 指定の取り消し及び業務停止命令

市は、指定期間中に指定管理者が以下の事項に該当する場合は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができます。

- ア 指定管理者が、条例、規則、協定及び関係法令に違反したと市が判断したとき。
- イ 指定管理者が、正当な理由なく業務を履行しないとき、又は指定期間中に履行する見込みがないと市が判断したとき。
- ウ 指定管理者が、業務の履行にあたり、市の指示に従わず、又は市の職員の職務の執行を妨げたとき。
- エ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく排除要請があったとき。
- オ 指定管理者の経営状況の悪化等により指定管理業務を継続することが不可能又は著しく困難と市が判断するとき。
- カ その他指定管理者が管理を継続することが適当でないと市が認めるとき。

(2) 違約金等

(1)に基づき、市が指定の取消し又は業務停止命令を行った場合は、指定管理者は当該年度の指定管理料の全部又は一部を返還するとともに、あらかじめ協定書において定められた額を違約金として市に納付するものとし、指定管理者に損害、損失又は増加費用が生じたとしても市はこれを負担しないものとしめます。

17 団体における法人格変更への対応

団体の法人格が変更される場合は、原則として議会の議決を経た上で再度指定を行うものとしめます。ただし、団体が公益法人化する場合や存続団体として他団体と統合する場合で、指定の根拠となる事項（団体の特性や経営基盤、構成する人員、事業計画など）及び施設の管理運営体制に変更がなく、法人としての同一性を持って存続する場合はこの限りではありません。

18 暴力団関係事業者の排除

市は、指定管理者の選定にあたり、暴力団関係事業者を排除しており、合意書に基づき、暴力団関係事業者であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。その結果、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部長から排除要請があった場合には原則として指定の取消しを行います。

19 暴力団の施設利用における措置

暴力団の排除措置を講ずる公の施設について、暴力団の利益となる活動と認められる施設利用の排除を徹底するため、指定管理者は以下の事項に留意するものとします。

ア 愛知県警察本部長との合意書

市では、公の施設における暴力団の利益活動の排除に向け、名古屋市の公の施設の利用からの暴力団の排除に関する合意書（平成24年 3月30日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）において、愛知県警察本部の協力を得て対処することとしています。

イ 事務処理マニュアル

上記アの合意書に基づき、公の施設における暴力団の利益活動を排除する措置の事務手続きについては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）に基づく「名古屋市暴力団排除条例に係る事務処理マニュアル（指定管理者用）」によるものとし、具体的には、暴力団の利益になると認められるとの疑義がある利用申請があった場合は、市を通じ、利益になる利用であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。その結果、利益になる利用であるとの回答又は通報があった場合には、原則として指定管理者において、その利用申請に対して不許可処分を行います。

20 指定管理者の管理運営状況の点検・評価

市は指定管理者の管理運営状況について、点検・評価を行い、その結果を公表するとともに次期選定に活用します。評価にあたっての具体的な評価基準・様式等については、協定締結時に示します。

21 市監査委員等による監査

地方自治法の規定に基づき、公の施設の管理運営業務に係る出納その他の事務の執行について、市監査委員、包括外部監査人又は個別外部監査人による監査の実施が決定された場合には、指定管理者は、当該監査に誠実に対応し、また、監査結果に指摘事項等があった場合には、すみやかに改善等の措置をとるものとしします。

22 業務の引継ぎ

業務の開始前に、現在の指定管理者から必要な引継ぎを受けてください。また、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、市が必要と認める引継ぎ業務を実施するほか、次の指定管理者の選定にあたり、市の求めに応じ現地説明、資料の提供等、必要な協力を行ってください。なお、引継ぎに要する経費は原則として、現指定管理者の負担とします。

23 その他

指定管理者が利用者の利便性の向上を図るため、又は施設の設置目的を効果的に達成するために会議場の敷地等を使用する場合、その実施については、指定管理者の指定を受けた後、改めて市と協議を行うものとしします。

24 問い合わせ先

名古屋市観光文化交流局観光交流部MICE推進室

担当：小嶋、岡本

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3169

ファックス番号 052-972-4201

電子メール a3168@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

別表

審査基準及び配点

審査項目	対応する事業計画書等 (数字は様式番号)		審査のポイント	配点 ※1
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力	管理運営能力及び実績	3	会議場の管理運営能力及び実績は優れているか	5
	管理運営方針	6	会議場にふさわしい管理運営方針であるか	5
	職員配置計画	7	必要な資格・経験年数等を有した職員を配置しているか 勤務ローテーションや勤務時間は適切か	5
	職員研修計画	8	指定管理者に求められる職員の資質を正しく理解しているか 職員の資質の向上が確実に図られる計画となっているか	5
	情報の保護・管理及び公開	9	規程の整備等、確実な情報保護・管理及び公開の措置をとっているか	5
	コンプライアンス	10	指定管理者にふさわしいコンプライアンス達成が可能か	5
	財務状況	財務書類	申請者が指定期間中、確実に事業を継続することが可能な財政的体力があるか※2	5
	小計			35
平等利用の確保	施設の平等利用	11	平等利用の確保が確実に達成される計画であるか 施設点検日の設定が適切であるか	5
	苦情解決	12	苦情解決が確実に実施される計画であるか 再発防止・サービス改善が確実に実施される計画であるか	5
	小計			10
設置目的の効果的達成	施設維持管理	13	施設の適切な維持管理が確実に実施される計画であるか 快適な環境の維持が確実に実施される計画であるか	10
	安全管理	14	適切な安全管理が確実に実施される計画であるか 事故発生時及び災害発生時の対応フローは有効であるか	10
	サービスの向上及び利用促進	15	施設のサービス向上が達成される計画であるか 施設の利用促進が達成される計画であるか 利用者の声を適切に把握し反映させる計画であるか	10
	大学等関係機関との連携	16	大学等関係機関との連携が十分なされる計画であるか	10
	提案事業	17	施設の設置目的・特性を正しく理解しているか 提案事業は実現可能で、施設の設置目的が効果的に達成される計画であるか 提案事業にかかる経費の設定は適切であるか	10
	小計			50
	管理経費の縮減	18	利用料金の設定は適切であるか	5
管理経費の縮減	収支計画	19-1	収支計画は適切で無理がないか	5
		19-2	年度別収支計画の内訳は適切な積算となっているか	
		19-3	利用料金収入の算定は適切で無理がないか	
		19-4	サービス施設の運営は適切な計画であるか	
	19-1	市への納付金※3	10	
小計			20	
コンベンション誘致及び開催の支援能力	コンベンション誘致・開催に対する支援計画	20	本市の MICE 施策及び産業振興施策が理解されているか	5
		20	コンベンション等の誘致など本市の MICE 施策に貢献する能力を十分有しているか。	10
	小計			15
合 計				130

【採点方法】

※1 配点欄ごとに「5点 大変良い」「4点 良い」「3点 普通」「2点 あまり良くない」「1点 悪い」を基準として5段階で評価する。
(配点が10点の項目については、5段階評価の点数×2とする。)

※2 事務局側で財務分析を依頼し、その結果を選定委員会に提出する。

※3 納付金の評価は以下のとおりとする。

- ① 最も高い納付金額を提案した申請者に5点を付与
- ② 他の申請者については、次式による点数(小数点以下切捨て)を付与
(当該申請者の提案額) / (最高納付金提案額) × 5点